

## 応用力学シンポジウム講演賞およびポスター賞選考要領

平成 27 年 5 月制定

平成 28 年 1 月改正

### 1. 目的

「応用力学シンポジウム」における講演にて、優れた発表を行い、応用力学における学術、技術の進歩発展に寄与すると認められる若手講演者を表彰し、応用力学の向上を図ることを目的とする。

### 2. 対象受賞者

応用力学シンポジウム講演賞およびポスター賞の受賞対象は、応用力学シンポジウム（一般セッション、特別企画セッション）で講演した 35 歳未満（講演年度 4 月 1 日現在）の講演者とする。講演賞、ポスター賞は、それぞれ同シンポジウムにて口頭発表、ポスター発表をした講演が対象となる。ただし、両賞ともに当日の代理発表は対象外とする。

### 3. 選考方法

選考方法は、以下の手順により行う。

(1)採点・評価は、別添で定める応用力学シンポジウム採点表に基づき行うものとする。

講演賞の審査員は座長および応用力学シンポジウム運営小委員会が指名した者 1 名の合計 2 名とする。ポスター賞の審査員は応用力学シンポジウム運営小委員会で指名した 2 名とする。

(2)採点結果の集計は応用力学シンポジウム運営小委員会にて行なう。講演発表（口頭発表、ポスター発表）の各区分において採点対象となる講演全体の上位 10 パーセント程度の講演者を講演賞またはポスター賞の受賞候補者として選定する。その際、審査員の所見や過去の受賞歴も考慮されることがある。

(3)選定された受賞候補者を応用力学シンポジウム運営小委員会にて受賞者として決定し、応用力学委員会幹事に報告する。

### 4. 表彰

応用力学シンポジウム運営小委員会で受賞者を決定し、応用力学委員会幹事会へ報告後、応用力学委員会委員長と応用力学シンポジウム運営小委員会委員長の連名で受賞者に賞状の送付を持って通知し、応用力学委員会 HP で公表する。

附則 この規則は、平成 27 年度受賞対象から適用する。

附則 変更された選考要領は、平成 28 年度受賞対象から適用する。